

令和5年第1回
島尻消防組合議会2月定例会

会議録

令和5年2月28日(火)

令和5年第1回 島尻消防組合議会				1日目
2月定例会				
招集月日	令和5年2月28日(火)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午後12時34分	議長	運天 貴也
出席(応招)第1回 2月定例会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 仲間 光枝	2番 宮城 勝也	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	當銘 直之
	消防長	屋比久 学	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	新里 昇昭		

令和5年 第1回島尻消防組合議会2月定例会 会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	二月二十八日 (火)	本会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 行政報告について 第5. 施政方針について 第6. 令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第4号)について 第7. 令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について 第8. 島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について 第9. 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について 第10. 島尻消防職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について 第11. 島尻消防組合個人情報保護法施行条例の制定について 第12. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 第13. 島尻消防組合議会の個人情報の保護に関する条例について 第14. 一般質問

会 期 令和5年2月28日(火) 1日間

令和5年 第1回島尻消防組合議会2月定例会 議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		行政報告について	
第5		施政方針について	
第6	議案第1号	令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第4号)について	
第7	議案第2号	令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について	
第8	議案第3号	島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	
第9	議案第4号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
第10	議案第5号	島尻消防職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	
第11	議案第6号	島尻消防組合個人情報保護法施行条例の制定について	
第12	議案第7号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第13	発議案第1号	島尻消防組合議会の個人情報の保護に関する条例について	
第14		一般質問	

令和5年第1回島尻消防組合2月定例会

午前10時00分

議長（運天貴也）

これより令和5年第1回島尻消防組合議会2月定例会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は1番仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は2月28日の1日間と決定致しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より島尻消防組合の令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について、その他7件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、行政報告を行います。

管理者（古謝景春）

おはようございます。本日、令和5年第1回島尻消防組合議会2月定例会を招集致しましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年に引き続き、島尻消防組合の管理者として組合運営を担うことになり、期待の大きさ責任の重大を実感しております。新垣安弘副管理者と連携を取りながら、当組合の円滑な運営をしていく次第であります。

また、組合組織一丸となり、構成市町住民の安全・安心を積極的に取り組んでまいりますので宜しくお願い申し上げます。

それでは、昨年10月に開会された令和4年第2回定例会以降の主な行事について、ご報告をいたします。

11月27日、令和4年度南城市総合防災訓練と緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が南城市役所で行われ、当消防組合は被災地消防本部の位置づけにより、受援側として県内外の関係機関と連携し、実践的な訓練を実施しております。この訓練は、地域全体の防災意識の高揚や広域消防機関との連携を確立させ、地域特性を活かした消防力の強化に繋がっております。

11月9日から15日まで、秋季全国火災予防運動として、組合管内の防火パレードを実施して火災予防の啓発、および住宅用火災警報器の設置促進運動を実施致しました。

11月16日、島尻消防組合消防職員採用候補者試験の最終面接を実施し、令和5年度は5名の職員が採用されることとなりました。

年が明け令和5年1月6日、令和5年消防出初め式が2年ぶりに開催され、新型コロナウイルス

の感染症の感染拡大に留意しながら、消防職員・団員、組合関係者ともに新春恒例の防火・防災行事を実施しております。

2月27日、島尻消防署仮眠室個室化の改修工事が終了し、消防職員の衛生管理の充実を図っております。

なお、令和4年中の組合管内における火災発生及び活動状況につきましては、それぞれ前年に比べ火災発生件数が22件で18件の減少、救急出動件数が4,392件で777件の増加、救助出動件数が19件で3件の増加となっております。以上が主な行政の報告でございます。

議長（運天貴也）

日程第五、管理者施政方針であります。管理者の報告を求めます。

管理者（古謝景春）

それでは、令和5年最初の議会であります本定例会において、本組合の運営に取り組む施政の方針を御説明し、議員各位並びに構成市町住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成7年1月17日に発生した巨大地震、阪神淡路大震災から28年が経過し、更に未曾有の災害をもたらした東日本大震災から11年余が経過いたします。

日本国内では、大震災以降も各地で激甚化する災害が発生し、自然災害からの復興や国土強化への対策が求められております。

また、令和2年から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながらも昨年より減少し、以前よりも落ち着いた住民生活の兆しをみせております。そのような状況においても、感染症による高齢者重症化リスクや基礎疾患ない子どもの重症化リスクも懸念され、感染防止対策に警戒していかなければなりません。

当消防本部の感染症対策についても、医療関係及び防災機関との情報共有を図り消防業務を遂行し、地域住民の皆様の安心・安全に努めてまいります。

当消防組合の構成市町は、地域発展とともに急速に人口が増加しましたが、これからは、日本の総人口は減少し続け少子高齢化へ進行しております。2025年以降には、日本人の若年層が減り、高齢者が増える超高齢化社会が目前に迫っており、大変厳しい時代を迎えることとなります。

このような中、当組合では、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、「安全・安心で、住民が快適に暮らせるまちづくり」を実現すべく、住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

はじめに、「消防事務」について申し上げます。

近年、日本国内では大きな自然災害が発生しております。最近発生したトルコシリア大地震は、多数の死者と行方不明者をだす甚大な被害をもたらしております。

特に地球温暖化の影響により自然災害は今後も増加すると予想されております。

この様なことから、当消防本部としては、気候変動等により甚大化する大雨被害や複雑多様化する災害に備え、南城市、八重瀬町、県内外の防災機関と連携し、実践的な防災訓練と継続的な消防力の向上に取り組んでまいります。

また、令和4年度に南城市で実施した緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の経験を活かし、大規模災害に対応する応援体制の更なる構築を図ってまいります。

老朽化した具志頭出張所につきましては、新たに八重瀬出張所に名称を変更して令和5年度の供用開始を目指し建設が進められているところであります。

また、移転した旧具志頭出張所は、普通財産として売却を行い、組合の財政負担の軽減にしたいと思っております。

さらに今年度は、組合職員の感染防止対策として、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用し、島尻消防署仮眠室個室化の改修工事を終えて、職員の衛生管理および労務負担の軽減を図ることができました。

次に、救急業務についてであります。当消防組合の構成市町人口は合併後の急速な都市化により年々増加傾向にあります。また、高齢化の推移や複雑多様化する災害の影響等もあり、年間の救急件数は、毎年増加傾向で今後も増加することが予想されます。

このような状況の中、救急車適正利用の推進および、高規格救急自動車の計画的な更新配備と併せ、指導救命士を中心とした救急隊員への知識と技術を習得させることにより、救急現場での対応力と現場滞在時間の短縮を図り、救命率の向上に努めてまいります。

次に、火災予防行政についてであります。

火災から住民の生命及び財産を守ることは消防に課せられた責務であります。その火災を予め防ぐ、また万が一発生した場合には被害を最小限にとどめるため、当消防本部では、防火対象物などへ法令遵守を徹底とした立入査察の実施強化に取り組んでいるところであります。その成果もあり、違反対象物は確実に減少してきております。

住宅用火災警報器の普及啓発においては、構成市町の社会福祉協議会と連携し、高齢世帯への取付け事業を実施するなど、設置率の向上に努めております。

当消防本部管内では今後、大型商業施設の誘致も控えるなど、県内外から多くの方が足を運ぶことが見込まれますが、情勢の変化に応じた火災予防を図り、住民の安心安全の確保に努めてまいります。

次に消防団についてであります。

地域防災の中核として重要な役割を果たしている消防団員数は、70名の定員で運用しております。大規模災害になれば地域に密着する消防団の迅速な対応が期待され、さらなる機能強化や教育訓練を実施していく次第であります。

今年度は、災害に特化した救助資機材取扱い訓練を初め、9月に開催される消防団員を中心とした、消防操法大会の技術向上に向けて取り組んでまいります。

結びに、社会情勢の変化により、少子高齢化の問題や感染症対策、物価高騰による消防行政が厳しさを増す中ではありますが、消防の果たす役割が益々重要なものだと考えております。関係各位と連携し、消防組織の強化および消防力の向上に努め、防災力を推進し、「災害に強く、安全・安心して暮らせる市町づくり」の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。

なお、本定例会にご提案いたします議案は、「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算第4号」他7件でございます。

それぞれの内容の説明は事務局より説明をさせていただきますので、よろしくご理解の上ご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第六、議案第1号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。議案第1号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和5年2月28日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

それでは、補正予算第4号の1枚目をお開き願います。令和4年度島尻消防組合の一般会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億8,562万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。5ページをお願い致します。1款1項2目市町特別負担金、補正額110万2,000円の減、八重瀬町の消火栓基数減及び消防署仮眠室個室化改修工事入札減によるものでございます。

6ページをお願い致します。8款1項1目諸収入、補正額47万8,000円の増、令和3年度沖縄県消防通信指令施設運営事業の決算剰余金でございます。

次に歳出にいきたいと思います。7ページをお願い致します。1款1項1目議会費、補正額41万円の減、主な要因といたしまして消防広域化先進地域議員研修県外旅費を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から次年度以降に見送ったための減でございます。

8ページをお願い致します。2款1項2目財政管理費、補正額3,167万5,000円の増、補正による剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

9ページをお願い致します。2項1目監査委員費、補正額12万円の減、主な要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全国町村監査委員研修県外旅費を次年度以降に見送ったための減でございます。

10ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額1,855万3,000円の減、主な要因といたしまして、3節職員手当等、超過勤務手当及び10節需用費、光熱水費等の増はございますが、勸奨退職者、八重瀬出張所備品購入費入札減及び実績見込み等による補正減でございます。

12ページをお願いいたします。3目消防施設費、補正額58万8,000円の増、主な要因といたしまして、14節工事請負費、消防署仮眠室個室化改修工事入札減、18節負担金、補助及び交付金、八重瀬町の消火栓新設移設負担金の減はございますが、八重瀬出張所建設に伴う消防指令システム等名称変更作業委託料の増でございます。

13ページをお願いいたします。4款1項1目元金1,257万7,000円の減、2目利子122万7,000円の減、主な要因といたしまして、八重瀬出張所建設に伴う公債費借入時期の変更による減でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方いらっしゃいますか。

2番（宮城勝也）

2点お聞きします。5ページの歳入の方で消火栓新設移設負担金ということで、八重瀬町の1基減額分ということがあるんですけれども、当初、消火栓の新設が必要であるということで予算計上したけれども、1基減となった理由の説明をいただきたいなと思っております。

あと8ページの財政調整積立基金の件なんですけれども、先程、説明では補正の剰余金を基金に積み立てたということの説明だったんですが、前回、一般質問で財政積立基金について取り上げさせていただいて、その後、八重瀬町議会の方でも島尻消防の財政調整基金について、質問を取り上げさせていただきました。

八重瀬町の答弁としましては、多額な財政調整基金は組合には必要ないと考えると、必要であれば、八重瀬町と南城市、構成市町で迅速な予算折衝は可能ということで答弁がありまして、新年度の予算措置についても、なぜ島尻消防は4,000万円必要なのかという根拠を聞きたいとか、あと八重瀬町の基金の取り崩しなど、八重瀬町への報告などにちょっと課題があるということで答弁があったんですけれども、そういったことの答弁があったものですから、今回3,000万円という基金が新たに積み立てられたということになっておりますが、その辺りの積み立てた内容と、あと予算折衝があったと思うんですけれども、その辺りの答弁をいただきたいなと思います。

署長兼警防課長（城間 功）

消火栓の1基減ということでありますけれども、物価の高騰によって1基減となっております。以上です。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの財政調整基金に関してですけれども、今回、補正4号の方で年度末の調整ということで3,167万5,000円の積立しております。

この方はいろいろ基金の方は必要なのか、必要ではないか、そういう討論があったんですけども、年度の節目ということで、基金の方に調整して、新年度の予算に約900万円ほど繰入して、基金の方をある程度保ちたいということで考えております。以上です。

2番（宮城勝也）

消火栓の件なんですけれども、3基あったのが2基になったということだと思っておりますけれども、今回1基減らされたということで、必要であって申請して予算はつけたんですけども、予算以上に物価の高騰で設置できなかったということで、それによって必要だから消火栓を新設することが必要だと思ってやったんですけども、もう補正とかができなかったのか。そのことによって、地域の防災関係に対する体制が遅れを取ってないか、そのところが気になるんですけれども、また、補正が組めなかったのかということをお伺いしたいなというふうに思うことと、あと財政調整基金についても、先程、新年度予算と、また森山議員から一般質問があるので、あまり深く聞かないんですが、この辺りは今回、剰余金を積み立てて3,000万円を島尻消防が消防現場として要望というか、必要とする財政調整基金が積み立てられたというふうに捉えていいのか。それとも新年度まで新たな計画をやって、剰余金を一時的には基金に積み立てられたのかということを確認したいなと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

消火栓についてなんですけど、当初は5基予定ということで予算を組んでおりましたけれども、実際、工事してみますと、先程、署長からありました物価の高騰ということで、予算的に5基の方は厳しいということで、1基の方は減となりまして、その分が1基の減ということとなりますので、不足分といいますか、余った分に関しては、今回、補正ということとなっております。

補正で組めなかったということなんですけれども、今回その補正の方がちょっと厳しいということで、今回は補正を組まずに、また新年度の方に新しく消火栓の方を考えているということでございます。

あと財政調整基金に関しましても、今回3,100万円ということで、合計いままで313万円ございまして、全部で3,480万円ほどの基金がございまして、

そして、その中でうちとしても基金の方が必要ということで、とりあえず構成市町との調整をいたしまして、とりあえず1,000万円は残したいということがありました。

それと八重瀬庁舎の事業変更、その辺の案もありますので、その分も加えて、とりあえず3,300万円を基金の方に入れておこうということとなっております。

そこで、新年度の方にも当初の1,000万円残すというのと、あと八重瀬町の増額分を残して、その剰余金、上の金額が約900万円ぐらいございますので、その方は新年度の方に持っていくというような形でございます。

組合としては、基金の方はあった方がいいのかなというふうには思っております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はありませんか。

1 番（仲間光枝）

よろしく申し上げます。補正予算書の13ページ、4款1項公債費の方の先程、消防長の方からご説明がありました元金利子ですけれども、マイナスになっております借入月の変更のためという説明がありましたけれども、そこら辺をもう少し詳細に教えて下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

借入金、元金、利息の減なんですけど、当初、八重瀬出張所を建設ということで、一般借入の方で約4億1,500万円の借入を予定しておりました。

そこで、当初としては中間払いとか、着手金とかございますので、去年の10月に借入をしまして、そこで半年の方に支払いがありますので、今年の3月に支払うという予定でその分の元金、利子の方の予算を組んでおりました。

ところが、この工事の方が若干遅れたということで、そこで10月に借りる必要もないのではないかという判断で、今年の2月に借入を延ばしております。

ですから、当初10月で借入予定ということであれば、この1,200万円ほど元金が4年度の方で必要だったんですけれども、その方は必要ないということで、2月借入でやっておりますので、その分の元金と利息分に関しては、今回は減という形で対応しております。以上です。

1 番（仲間光枝）

了解しました。当初、借入していた日から工事が延びたことで、後に延ばして利息を節約しようということでやったというご説明だというふうに思います。

既に10月の予定を延ばして2月に借入済みということですが、すみません、この借入先を最後に教えて下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

借入先なんですけれども、各銀行の方に入札いたしまして、結果的には沖縄銀行さんの方が入札の利息の方が一番低い利息となっておりますので、そこで沖縄銀行さんの方で借入をしております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第1号「令和4年度島尻消防組一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第七、議案第2号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」議題いたします。

提案者からの報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第2号についてご説明申し上げます。議案第2号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」。

首題のことについて、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和5年2月28日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

それでは、予算書の1枚目をお願い致します。令和5年度島尻消防組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,450万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項間の流用。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書で説明したいと思います。

まず、はじめに歳入の説明をさせていただきます。5ページをお願い致します。1款1項1目市町負担金、前年度と比較いたしまして1億1,605万3,000円減の10億3,918万4,000円を計上しております。内訳といたしまして、南城市6億760万8,000円の58.4697%、八重瀬町4億3,157万6,000円の41.5303%でございます。2目市町特別負担金、前年度と比較いたしまして595万2,000円増の1,361万8,000円を計上しております。

6ページをお願い致します。2款1項1目総務使用料114万円を計上しております。これは職員の駐車使用料でございます。

7ページをお願い致します。2項1目消防手数料10万円を計上しております。これは予防課の危険物検査手数料でございます。

12ページをお願い致します。6款1項1目基金繰入金、前年度と比較いたしまして3,289万4,000円減の910万6,000円を計上しております。

13ページをお願い致します。7款1項1目繰越金、前年度同額の200万円を計上しております。

14ページをお願い致します。8款1項1目諸収入97万9,000円増の934万6,000円を計上しております。主に沖縄県消防指令センター派遣職員超過勤務手当及び沖縄県防災危機管理課へ職員派遣料でございます。

15ページをお願い致します。9款1項1目消防債、前年度と比較いたしまして4億8,059万9,000円減の1,000円を費目存置としております。

次に歳出の説明をさせていただきます。16ページをお願い致します。1款1項1目議会費5万5,000円増の158万2,000円を計上しております。

17ページをお願い致します。2款1項1目一般管理費、前年度同額の44万4,000円を計上しております。

18ページをお願い致します。2款2項1目監査委員費、前年度同額の53万6,000円を計上しております。

19ページをお願い致します。3款1項1目消防費1,297万5,000円減の9億3,786万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、1節報酬費から4節共済費の人件費においては、新規採用職員5人を含む職員の算定額となっており、10節需用費、11節役務費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきましては、令和5年度組合運営に係る経費算定として計上しております。

23ページをお願い致します。17節備品購入費、説明欄、下から3行目、消防車両等は、水上バイクとトレーラー更新のため、325万9,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。2目非常備消防費102万9,000円増の720万7,000円を計上しております。

主な増額の理由といたしまして、消防団員の報酬額見直しによる年額報酬額の増でございます。

3目消防施設費6億2,700万2,000円減の1,896万3,000円を計上しております。主な減額の理由といたしまして、八重瀬出張所建設に伴う委託料及び工事費の減でございます。

26ページをお願いいたします。4款1項1目元金1,249万円増の9,756万4,000円を計上しております。2目利子381万2,000円増の734万円を計上しております。

29ページをお願い致します。6款1項1目予備費、前年度同額の300万円を計上しております。30ページから39ページに資料を添付してございます。ご参照いただき、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

2番（宮城勝也）

1点確認をさせていただきたいんですけど、16ページの議会の方なんですけれども、県外旅費ということで消防議員研修ということであるんですけども、米印で消防広域化の視察研修というふうになっているんですけども、我々、前の任期の議員に聞くと、4年間コロ

ナで行くことがなかったと伺っていますし、いまは旅行も再開されて行く機会があるのかなと思っっているんですけれども、いろんなテーマがこれまであって、議員の中でもまだこういう県外視察でどこをどのような視察をしていこうかという話し合いの場が持たれていないんですけれども、ここに書かれているので、必ずこれしないといけないかということではないと思うんですが、その辺りまた議員のいろんな提案だとかというの踏まえて、議員の研修内容の検討できるのか、その辺りちょっと確認をさせて下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問なんですが、確かに前回、前の議員の方々、広域化という形で研修しようということだったんですけど、ちょっと叶わずできておりませんでした。

その引き続きというような形で、今回は新年度予算の方には広域化をメインという形ではやってはいるんですけれども、確かに宮城議員のおっしゃるとおり、これだけではなくて、他の消防に関する研修というのがございましたら、それに伴って変更というのがありますので、今後は議員の方々の意向を聞いて、研修に臨みたいと思っております。以上でございます。

議長（運天貴也）

他に質疑ございますか。

1 番（仲間光枝）

よろしく申し上げます。歳出の19ページ、2点まとめて言いますので、よろしく申し上げます。3款1項1目2節の給料なんですけれども、先程、新規採用が5名いらっしゃる。100名というふうに説明書きもありますけれども、100名中、島尻消防組合定数条例で定めている定数外という方々がいます。カウントされる職員は何名なのか。カウントされない定数外の職員が派遣される派遣先と各人数をお願いします。

それから消防吏員と、それ以外の職員の職名と、それぞれの人数を教えてください。

それからもう1点、歳出、20ページ、需用費の中の燃料費、光熱水費なんですけど、前年度、令和3年度実績で燃料費は570万円余り、光熱水費は780万円余りでした。昨今の物価上昇によって、本年度、4年度もコスト高になっていると思いますけれども、計上されているのが燃料費685万8,000円、光熱水費が1,008万5,000円になっていますけれども、その算定根拠を教えてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの1番目の質問なんですけれども、職員が令和5年4月から100名ということで、その中で定数外というのがうちの条例の方にありまして、まず5名、初任科、いま新採用された5名の方は4月から消防学校の方に行きますので、10月までは消防学校、その後は専科ということで、ほぼ1カ年現場の方にはいないということで、その方は定数外となっております。

あと消防の指令センター、嘉手納の方にあるんですけれども、その方にいままで2名だっ

たんですけれども、今年は更新工事があるということで3名の方を派遣致しました。その方で3名です。

あと県の防災課の方に一人派遣しておりますので、9名の方が定数外という形になっております。

あと再任用の職員、60歳定年なさった方が一人、令和5年4月から継続ということとなっております。あと会計年度任用職員の方が一人おります。

20ページの光熱水費に関することなんですけれども、前年度790万円ほど組んでおりましたけれども、去年ですか、電気料金かなり値上げするというようなことで、約40%上がるというような話が電力さんの方からございまして、うちの方もいままで790万円、電気、水道、ガスで込みで組んでいたんですけれども、それプラス210万円をプラスして、今回、光熱水費1,008万5,000円というような計上でしております。

根拠といたしましては、いままでの実績プラス増加分と言うんですか、それを加味して210万円を加味しております。

ただ、その辺がまだ動向がちょっとわからないというか、電気料金の流れが掴めておりませんけれども、その分の増額で新年度の予算の方は組んでおります。以上です。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩10時43分

再開10時44分

議長（運天貴也）

再開します。

1番（仲間光枝）

有難うございました。確認できました。あと最後の質疑になりますけれども、給与誤支給状態がまだ解消、解決されておられません。新年度予算に仮にでもその費用見込みと言うか、そういうのを計上することはできなかったのか。また、計上することはそもそもできないのかというところの所見をお願いしたいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

かつてからこの問題につきましては、いろいろ調査と言うんですか、精査中でございます。ずっと精査しておりまして、ある程度の数字というのは出ておりまして、今回、新年度予算の方に計上というものは間に合わなかったんですけれども、今後、もしそういうふうになるということであれば入れていきたいと思っております。

それに関してはまだ正式に正副管理者と協議の方も行っておりませんので、その方をちゃんと精査した上で今後対応していきたいと思っております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第2号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第八、議案第3号「島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第3号についてご説明申し上げます。議案第3号「島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

令和5年2月28日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに管理監督職上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制度を設けることに関し、島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

6ページをお願い致します。附則といたしまして、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行する。

ただし、附則第1条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

別紙、新旧対照表をご参照の上、ご審議のほど、お願い致します。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方。

1番（仲間光枝）

議案第3号「島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、定年の段階的引き上げにより、1年後には65歳定年にするという条例だと思いますけれども、その中に言われている管理監督職は60歳の定年のままというふうに理解しておりますが、この管理監督職とは、どの職を指すのかということが1点と、あと5年延びることのメリット、デメリットの所見があればお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問です。管理監督職ということですが、60歳になると、定年の方は段階的に延長されるということ。管理職の消防長、次長、総務課長、警防課長、予防課長、各警備課長、各管理についている職の方が該当ということとなっております。

あと定年延長によります、消防に関してですけれども、消防業務というのは体力の方をかなり使うという業務となっておりますので、60歳になりますと、その分の体力の方が現場の方で使えるかどうかというのと、あとそれができないにしても日勤ですか、日頃の日勤業務の方での日頃の経験の方を活かしてできないかというような方法になると思います。その方がデメリットというか、課題ということになります。

メリットとしては、60までいろんな消防を経験しておりますので、その分の経験を下の職員の方へいろいろ指導をしながらいけるんじゃないかというようなことがメリットというふうに考えております。以上です。

給料待遇の方も60歳を超えますと、7割程度の金額ということになっております。以上です。

1 番（仲間光枝）

いまの答弁の中には出てこなかったもので、別にそれに対して答弁を求めるわけではないんですけども、今回65歳定年ということで上がってきていることに関して、身近な人にそういうことをちょっと意見として聞いてみたところ、定年が5年延びることによって、若い人たちの採用を狭めるんじゃないかという心配の声が聞こえています。

そこら辺については、もちろんやってみないとどうなっていくのかわからないので、そこら辺は今後の実施の中で課題としてあがってくるのであれば、別にここに限らずですが、取り上げていきたいなというふうに思っております。

消防は、もちろん体力を使う仕事なので、65歳定年になって、やはり体力維持というのはかなり難しくなってくると思いますので、そこら辺は消防の皆さん頑張っていたきたいなというふうに思っています。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）進行の声がありますので、質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第3号「島尻消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第九、議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題と致します。提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり改

正するものでございます。

令和5年2月28日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年の引き上げに係る関係条例の整備をするため、提案するものでございます。

1ページをお願い致します。第1条におきまして、島尻消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第2条におきまして、島尻消防組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第3条におきまして、島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部改正でございます。

第4条におきまして、島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

2ページお願い致します。第5条におきまして、島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。9ページをお願い致します。第6条におきまして、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第7条におきまして、島尻消防組合職員の再任用に関する条例の廃止でございます。

附則といたしまして、施行期日、令和5年4月1日から施行するものでございます。

別紙、新旧対照表をご参照いただき、ご審議のほど、お願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（仲間光枝）

議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」ですが、これまで再任用短期間勤務職員と呼ばれていた方々が定年前再任用短時間勤務職員というふうになるということで、元々あった再任用に関する条例を廃止しますという説明がありました。

いまのままでは説明がちょっとわかりづらいので、従前と後の職員、再任用される職員の取り扱いにどういう違いが出てくるのか。それとも違いがないのかというあたりをもう少しわかりやすくお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

いままでの再任用と、また、これから定年前再任用という形になりますけれども、そこでうちの職員の方も再任用の方がおりますので、流れとしては、いままでどおりの方向で変わらないというふうに解釈しております。

本人の方がそれで希望しておられて、いままでが定年前、新しいのが定年前の再任用という形になっておりますので、方向性としては同じような形態というふうに理解してもらいたいと思います。以上です。

議長（運天貴也）

質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第4号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第5号「島尻消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号「島尻消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例」。島尻消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

令和5年2月28日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年の引き上げに係る関係条例を整備するため、提案するものでございます。

次のページをお願い致します。附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。別紙ご参照の上、ご審議のほどお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（仲間光枝）

議案第5号「島尻消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例」についてなんですけれども、地方公務員法第26条の3第1項にて、高年齢を条例で定めなさいというふうにあります。任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員ということなので、60歳というふうに決めましたということだと思っておりますけれども、この新たに作られる条例の中で第4条、部分休業を取り消したり、短縮を促したりできるというふうにされていますけれども、この場合、組織の都合もあります。そして本人の都合もあると思っております。どちらを優先させるかは、この場合、問題になることが想定されますけれども、そこら辺、所見があればお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまのご質問でございます。この高齢者の部分休業制度の活用というのは、本来の目的というのが加齢による諸事情への対応、また地域ボランティア活動従事、あとは地域貢献というようなものです。ある程度60歳過ぎると、これからの高齢期の職員が多くなってきますので、それに対応できるようということになっています。

それを含めて、うちの職員の場合どういう対応をするのかということになるんですけれども、確

かに部分休業を導入いたしまして、ところどころ現場の方で休まれると困るという声もありますけれども、それは調整にはなるんですけれども、基本的には高齢職員の多様な働き方を確保するという観点がございますので、その辺を導入して、高齢者に対する部分休業条例を制定いたしまして、高齢者に対する多様な働き方の確保という観点で、今回制定しているのであります。以上です。

1 番（仲間光枝）

いま組織の都合、本人の都合、そういうことを考えないといけないときにどちらを優先されますかというちょっと難しい質疑だったというふうに思いますけれども、私も63歳です。60歳から高齢者というふうに呼ばれてしまうのにもちょっと、いまの人は60歳でもバリバリお元気だし、まだまだ地域貢献だろうが、お仕事だろうが頑張れる年齢かなというふうに思いますので、やはり若い人と、またある意味、年齢の高い方たちのバランスもとても難しいことになると思いますけれども、そこら辺のバランスもちゃんと見ながら、うまく制度が活かされることを望んで質疑を終わります。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第5号「島尻消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第十一、議案第6号「島尻消防組合個人情報保護法施行条例の制定について」を議題と致します。提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号「島尻消防組合個人情報保護法施行条例」。島尻消防組合個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定するものでございます。

令和5年2月28日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、関係条例を整備するため提案するものでございます。

次のページをお願い致します。附則といたしまして、第1条において、令和5年4月1日から施行するものでございます。第2条において、島尻消防組合個人情報保護条例の廃止。第3条において、経過措置を定めております。別紙、ご参照の上、ご審議のほど、お願い致します。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認

めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第6号「島尻消防組合個人情報保護法施行条例の制定について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第十二、議案第7号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおりとするものでございます。

令和5年2月28日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、人事委員会の給与勧告を考慮し、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。構成市町に準じた条例の改正でございます。

4ページをお願い致します。附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。別紙、新旧対照表をご参照の上、ご審議のほどお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。議案第7号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第十三、発議案第1号「島尻消防組合議会の個人情報の保護に関する条例について」を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

副議長（新垣勝夫）

提案の理由を述べます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要性が生じたことから、本条例を提案いたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決に入ります。発議案第1号「島尻消防組合議会の個人情報の保護に関する条例について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩11時10分

再開11時15分

議長（運天貴也）

再開します。

日程第十四、これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

なお、本日の質問については、各議員の発言はそれぞれ20分以内といたします。

最初の質問者、1番議員、仲間光枝議員。

1番（仲間光枝）

引き続き、一般質問よろしく申し上げます。去った2月23日なんですけれども、玉城の前川むらやーにおいて開催された防災運動会にお手伝いで参加してきました。児童デイ3施設合同の催しだったんですけれども、進行役を務めたのがお隣の南風原町の役所の職員さんで、自称まちの防災士さんと呼んで、地道な活動をされている方だったんですけれども、私自身も4年前に防災士の資格を取ってから、本当に持ち腐れ状態なので、彼を見て、少しは何かを始めていかねばというふう感じた次第です。

この中にも運天議長、森山議員も防災士の資格を持っていますので、協力して、また南城市、八重瀬町に止まらず、近隣の防災士の皆さんと何か繋がる機会を作って、一緒に取り組んでいけたらいいなというふう感じさせられた体験でした。

それでは、通告に従いまして質問をしまいたします。まず、1点目、地域防災力の中核となる消防団の充実強化についてです。

消防庁は、令和4年4月1日現在の消防団員数が78万3,578人で、初めて80万人を下回ったことを危機的状況と捉えており、同年末の12月23日には各都道府県に対し「地域防災力の

中核となる消防団の充実強化に向けた取組み事項について」という通知を発出しました。そして、その通知内容を各市町村消防へもしっかり通知するように求めています。

当消防組合は、定数を満たしている点においては問題なしとの受け止めもできますが、幅広い地域防災力・対応力という観点において本当に課題や見直すべき事はないのか、通知書の内容を踏まえながら考える機会にしたいと思います。以下伺います。

1. 沖縄県消防防災年報令和3年度版によると、本組合消防団員の職業構成は定数70名のうち公務員59名、その他11名となっています。

この職業構成毎の現時点における人数と公務員に偏っている事に関する組合の見解をお願いします。

2. 幅広い職種の方々への啓蒙・募集活動として、商工会や企業、地域組織、例えば区長会、青年会、PTA等への直接的なアプローチも必要ではないかと思うが、これまでそのような事を行ったことがあるのか。

大きい2点目、住宅用火災警報器の設置状況について。消防法の改正により、平成18年6月から新築住宅での住宅用火災警報器の設置が義務化され、市町村の条例で定める事とされた既存住宅についても、平成23年6月に全国一斉に義務化されました。

住宅火災における死亡原因の多くは逃げ遅れであり、犠牲者の多くが高齢者や就寝中であったりすることから、火災が発生した事をいかに早く察知し避難できるか、早期消火活動へと繋げられるかが重要となってきます。火災警報器を設置しない場合に比べて焼損床面積や死者数はおおむね半減、損害額は約4割減との分析結果もあり、これは総務省消防庁のホームページ「住宅用火災警報器を設置しましょう」というのを参照下さい。そのためにも火災警報器の設置率向上、適切なメンテナンス・更新が図れるように市町民への周知・啓蒙活動も消防の大切な役割だと思えます。以下伺います。

1. 当組合管内の住宅用火災警報器設置率については、令和4年6月1日現在42%となっていますが、その結果に対する見解。

2. 令和4年中の火災出場件数及び傷病程度毎の人数。

3. 火災警報器設置率向上のためにこれまで行ってきたこと。以上になりますが、今回は参考資料3点、議長の許可を得て皆様へ事前にお配りしておりますので、適宜ご参照下さい。それでは、よろしく願いいたします。

署長兼警防課長（城間 功）

ただいまの仲間議員の地域防災力の中核となる消防団員の充実強化についての質問にお答えします。

1について、現在、全国的に消防団員が減少しており、県内においても定数に満たしていない消防本部局がほとんどの中、当組合消防団員は、定数はこれまで下回ったことがなく、地域における消防防災の中核的存在、要員、動員力の確保にこれまで努めてきたと認識しております。

全国的に消防団員の確保が困難な中、構成市町職員の団員が退団する際、必ず後任の団員を確保してくれるので、団員の確保に苦慮したことはありません。

一方、地域における消防防災の中核的存在の即時対応力に対応できるかの懸念もあります。いざ大規模災害が発生した際、多くの構成市町職員団員が防災拠点となる役所への対応にあたり、構成市町職員に偏っている現状を踏まえたと、容易に確保力のメリットもある一方、即時対応力のデメリットもあると認識しております。

2について、定数が減となったということもありませんので、直接的なアプローチ等、これまでのところ行ったことはありません。以上です。

予防課長（新里昇昭）

仲間議員の住宅用火災警報器の設置状況について。1. 当組合管内の住宅用火災警報器設置率について、令和4年6月1日現在42%となっておりますが、その結果に対する見解をお答えします。

1. その結果に対する見解といたしまして、今後もより一層の啓発活動は必要であると考えております。

2. 令和4年中の火災出場件数及び傷病程度毎の人数にお答えします。死者1名、負傷者ゼロ、火災による負傷後、二日以内に死亡しているため、死者として計上しております。

3. 火災警報器設置率向上のためにこれまでに行ってきたこと。市町の区長会へ依頼して、各世帯への普及啓発活動用リーフレットの配布、商業施設、イオン、丸大、サンエー、かねひでの出入口でのリーフレットの配布、消防車両のスピーカーを使った普及啓発パトロール、久高島にて設置率調査を伴う普及啓発活動、設置率状況調査に伴う普及啓発活動運動、あとは沖縄県消防設備協会により消防用火災警報器の設置向上のための機器の配布がありました。

これを受けまして、構成市町の社会福祉協議会に協力してもらい、高齢者、独居、障害者等の理由で火災時に避難が困難な世帯を優先に配布を行いました。南城市、八重瀬町各10個。

あと沖縄県消防長会住宅用火災警報器設置維持管理対策連絡会においても九州一斉住宅用火災警報器普及キャンペーン期間中における県下統一事業連絡事業、沖縄県ヤクルト株式会社協賛を行ってきました。

今後も沖縄県、沖縄ヤクルト株式会社に依頼することになっております。以上です。

1番（仲間光枝）

それでは、1点目より再質問をしていきたいと思っております。この消防団の職業構成については、消防議長でもあられる運天議員が市議会の方で問題提起されてきたところです。参考までに、令和4年3月議会における運天議員の質問に対する総務部長の答弁をこの場で共有しておきたいと思っております。

まさに、ご指摘のとおりでございまして、本当に大規模災害が発生した場合、職員には職員としての職務がございまして、従いまして、そういうときには、消防団員としての職責が果たせるかというところは、すごく疑問はどうしても残ります。

しかしながら、消防団員につきましては、島尻消防組合が任命権者となっておりますので、構成しております八重瀬町との三者で今後の消防団員のあり方、その職種の構成のあり方を議論していく必要があると認識しておりますという答弁でした。

昨年3月なので、約1年近く経っておりますけれども、この三者で議論、検討したというようなことはあったかどうかをお願いします。

署長兼警防課長（城間 功）

三者で議論の方はまだしておりません。以上です。

1番（仲間光枝）

参考資料として、先程も言いましたが、事前にお配りしている1番、これは沖縄県の令和3年版消防防災年報から令和3年4月1日現在の県内消防団の職業構成表をお配りしております。参照下さい。

本部を設置している消防において、当消防の公務員比率は84%で、突出して高いことがわかります。

先程の南城市の部長答弁にありましたように、行政職員、そもそも何かあったときには招集されるわけですから、緊急事態のもとでは、そっちの方の役割とか、業務が優先されるということとは明らかです。

そうすると、いざというときに消防団に期待される役目は十分に発揮できない可能性が高いというふうに思うので、私も今回質問していますし、運天議員も度々取り上げられていると思いますが、その点について消防の管理者、副管理者として、どのようなご所見をお持ちなのかというところをお伺い致します。

管理者（古謝景春）

昨年3月の議会において、そういう答弁を部長がしましたけれども、その後、いろんな調査をしてみいました。

私共の地域で火災が発生したときに、煙が出ているよということで、火事だよ、火事だよといって元消防団員で退職した方が消火器を持って走ってきました。私も消火器を持ってすぐ走ってまいりました。

それぐらい地域に卒業した方々が結構、役場職員がいるんです。むしろその方面の活用、いわゆるこの人たちを名簿に記載して協力願う方法もあるんじゃないかなと思っております。

いまの会社に依頼すると、いわゆるここに住んでいればいいんですが、ただ派遣という形になると、訓練とか、いろんなことも含めて、また、それに参加できないということもあり得るのではないかなということと、いま全国的に減っているのも、そういう関係ではないかなと思っております。

メリット、デメリットありますけれども、そういういわゆる卒業した方々も活用する、むしろ地域に残っていますから、大きな災害になると、その方々が動いてもらえるのではない

かと思っております。隣りの集落でも林野火災があったときには、先に来ていたのは、そのメンバーでした。

そういうことが地域で行われているということもまたプラスの面ではないかなと思っておりますが、それも含めて、今後どういう形で充実させていくかということも含めて、ただ悪いということではなくて、そういういいプラス面もあるということをご理解をしていただきたいと思えます。

副管理者（新垣安弘）

いま管理者からの答弁の中で、役場職員のOBが地域で活躍するという一面もあるんじゃないかということがありました。そういう一面から言えば、職員が消防団の訓練を受けるということは、それなりのメリットがあるのかなと思えます。

この部分は、私も気になっていて、他の首長さんに聞いたことがありますけれども、そこは職員の比率は低くて、一般の方が多いたっては言っておりましたけれども、ただ、その一般の方をみるにつけ、長年やっていて高齢の域に達しているから、いざというときにどうなのかなという心配をもったりする方も見受けられると、そういうこともありました。

そういう意味で、それぞれメリット、デメリットはあるかとは思いますが、もう1点、地域の一般の方が少ない状況に関しては、役場として、その地域の防災におけるボランティアも含めての体制をどう地域に対して取り組んでいくのか。そこら辺も役場とか、役所とか、消防の一つのまたやるべきことなのかなというふうに思ったりしております。

そういう意味で重要な議論であると思えますので、検討を重ねることは必要なかなという気もしております。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございます。お二人の管理者の話聞いていますと、確かに行政職員の方がすごく使命感ももって、地域に戻っていらっしゃる方はそうだろうというふうには思いますけれども、いま城間署長の方からの説明があったように、定数を満たしているので、地域に呼びかけることがなかなかないわけですよ。

なので、消防団活動のことがなかなか地域の皆さんに伝わっていないのではないかとこのところもあつたりします。だから、そこら辺はメリット、デメリット、両方をいろいろ議論する中で、やはりこの構成に関してもある程度のいろんな意見を集約した中で考えていかないといけないのではないかなというふうには思っています。

先程の話に戻りますけれども、やはりあてになるという言い方があっているかどうかわからないんですが、そういうときにいろいろやって下さる行政職員、そして地域の方々、人数的な備えが多ければ多いほど、やはり安心できるものだというふうに思えますので、定数を満たすのが目的ではなくて、中身を充実させるということが目的だと思いますので、そこら辺は今後もしっかりと議論をしていっていただきたいなというふうに思えます。

先程、答弁の中でいままで定数満たしてきたので、そういった地域に入っの直接なアプ

ローチはなかったというふうにありましたけれども、今後は一般住民の中から、例えば防災士とか、もちろん消防団員を両方増やす取り組みをして、地域防災力を上げていく試みをやったり消防あげてやっていっていただきたいのですが、この質問を最後に消防長の所見をお伺いして、次の質問にいきたいと思います。

消防長（屋比久 学）

ただいまの質問にお答えいたします。メリット、デメリットがございますので、関係機関と検討を重ねながらしていきたいと思います。

また、地域の防災力を上げるという観点で同じ意見でありますので、今後、検討していきたいと思います。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。それでは、大きな2点目の質問に移りたいと思います。消防庁から各都道府県宛てに発出された通知文書ですが、令和4年6月1日時点における住宅用火災警報器の設置状況と調査結果は、都道府県を通して各消防へ通知するように求めていたと思いますが、これは消防としては受理、確認済みでしょうか。

予防課長（新里昇昭）

仲間光枝議員の質問にお答えします。現在、質問のあった結果通知書は確認しております。以上です。

1 番（仲間光枝）

それでは、参考資料2をご覧ください。先程の通知書、文書に添付されております令和4年6月1日現在時点における住宅用火災警報器の地域別設置率及び条例適合率です。

ちなみに、ご存知だと思いますが、確認の意味で申し上げますと、設置率とは1カ所以上設置している場合で、条例適合率とは、条例で定められた設置義務のある寝室や階段、すべてに設置している場合を言います。やはりこの調査結果を見ると、全国的にもまだまだ十分でないことがわかります。

参考資料3は、都道府県別の表ですが、沖縄県は設置率、条例適合率ともに47位、最下位ですが、残念ながら当消防は、その沖縄県の平均よりもさらに低い状況にあります。

今月のなんじょうの広報誌に先程もリーフレットというふうにおっしゃっていたので、これかなというふうに思いますけれども、すべての住宅に火災警報器をというリーフレットがタイミングよく配布されておりましたので、私の近い友人、知人の何人かに、このチラシ見たとか、ちゃんと警報器設置しているというふうに聞いてみましたが、意外なことに全員設置しておりました。設置していたけれども、義務化されていたことは知らなかったというふうに話す人もいました。

本当に消防議員を4年以上やっていて、私自身もこの条例適合率というのがあることを知らなくて、1カ所、台所にやっていて安心していた状況なんですけれども、大体、台所で火災が発生するという前提としていて、寝室とか、階段とかにもやらないといけないと

いうことを最近知ったんですよ。なので、Amazonで必要分買って最近取り付けたばかりなので、そこら辺は本当に反省するところです。

令和4年9月頃に発生した八重瀬町での火災は、ケガ人が出たというふうに私は聞いていたんですが、先程の説明では、その後、亡くなられたんですね。ちょっと質問なんですけど、そのお宅は火災警報器設置されていたのでしょうか。ご存知でしたら、お願いします。

予防課長（新里昇昭）

ただいまの質問にお答えします。当火災が全焼していたと、本人も死亡している中で、この設置の確認が取れませんでした。以上です。

1番（仲間光枝）

ちなみになんですが、ここ3年ぐらいの消防年報で火災による人的被害の状況というのを見てみました。令和元年度は、重傷1、軽傷2の3名、令和2年度はゼロ、令和3年度が軽傷1名、令和4年度、いま現在では亡くなられた方がお一人ということですがけれども、やはり全体からいくと、本当にケガを負う方、亡くられる方、そんなに多いという感じではないんですが、でも重傷、ましてや命を落とすことが実際起こっているわけですから、火事というのは他人事ではない。どこの家庭にも起こり得るんだということを、実際そうなってから遅いということを一人一人が理解しないといけないことなんだなというふうに思っています。

消防庁による調査結果、要は島尻消防が設置率何パーセントというようなことは、全職員で共有していますか。

予防課長（新里昇昭）

ただいまの質問にお答えします。この結果は、職員の共有ホルダーに載せて回覧しております。以上です。

1番（仲間光枝）

共有しているのであれば、私たち島尻消防組合の状況というのは、職員の皆さん、ご存知だというふうに思いますので、まずは消防職員、そして私たち消防議員も含めて、周りの方々に親族、友人、知人含めて、先程のように設置しているかどうかの確認と、まだであれば、ぜひ、やってほしいということで推進していくということが大事なのかなというふうに思います。

いろんなことされていますけれども、やはり低いということは、なかなか伝わってない現状がある。そして伝わっても行動に起こさない現状があると思いますので、やはり身近な人からの口伝え、要するに口頭で伝えていくということが最も効果的な方法なのかなというふうに思いますので、消防職員の皆様いろいろ大変な中、また、こういった予防の活動も時間をさいていってなかなか厳しいかもしれませんが、いま一度、意思統一を図って組織一丸となって設置率、やはり大事な命、大事な財産を火災で失うことが少しでも減るようにということで頑張ってくださいと思います。そこら辺についても最後に消防長のご所見

を伺いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

消防長（屋比久 学）

ただいまのご質問にお答え致します。当消防本部、沖縄県内の本島の中で一番低い設置率ということですので、今後、努力してというところであります。

あと3月1日から3月7日まで、春の全国火災予防運動、明日から始まりますので、予防課を中心に一週間管内を広報活動するということになっております。

職員は、日々努力しているところですので、今後、設置率向上に向けて努力していきたいと思っております。以上です。

議長（運天貴也）

次の質問者、森山悟議員。

3番（森山 悟）

2番目の森山です。よろしく申し上げます。大きい1番目、財政調整基金について。前年度については、車両購入、メンテナンス費用など、大きな金額が歳出したと説明がありましたが、今後の方向性を考えて、以下について伺います。今年度の財政調整基金の運用状況について伺う。

大きい2番、久高島における緊急運搬車について。久高島には、軽自動車(全自動小型動力ポンプ付き)の車両を配備しておりますが、人を運ぶ車両が配備されていない現状があります。以下について伺います。

今後、久高島に緊急運搬車両を配備出来ないか伺います。

大きい3点目、消防の広域化について。今後、総務省消防庁が災害や事故の多様化や大規模化に伴い、住民の生命、身体及び財産を守る責務を守る必要がある為、万全の体制を取る必要がある事から、平成18年に改正された消防組織法や市町村の消防の広域化を推進していきます。以下について伺います。

①広域化のメリット・デメリットについて伺う。②広域化の予定について伺う。③広域化の課題について伺う。よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいま森山議員の1番と3番についてお答えしたいと思います。

まず、財政調整基金についてですけれども、令和4年度の財政調整基金の運用については、令和3年度末に基金が2,753万6,000円あり、令和4年度中に補正を3回行いまして、現在の基金は313万3,000円となっております。

先程の補正4号がございましたので、それが可決されましたので、現在3,480万8,000円ということとなっております。以上です。

署長兼警防課長（城間 功）

森山議員の久高における緊急運搬車についての質問にお答えします。現在、南城市より1台配備し、活用している状況です。

また、当消防の見解といたしまして、久高診療所運営に関する連絡会議の中でも車両配備については、予算的な負担等もありますので、県の方での検討になるのではないですかという回答もいたしております。以上です。

次長兼総務課長（島袋清正）

質問その3の消防の広域化について、お答え致します。①メリット・デメリットに関する事なんですけれども、メリットといたしましては、①初動体制の強化で一次出動、二次出動隊員の増加ができます。

あと救急要請においては、近い消防署から出動できる。あと3番目といたしまして、大規模災害等において連携がスムーズになる。4番で救急救助の専門性の高い職員の専任化が図れます。5番といたしまして、高度資器材の整備等も可能かと思えます。あと6番目、適切な人事ローテーションが可能。7番目、広域化に向け、整備資金や緊急防災減災事業債などの優位な資金調達ができるというようなメリットの方が考えられます。

デメリットといたしまして、消防本部が統合されることで、住民への講習会や窓口サービスの方が不便になるのではないかと考えられます。

あと2番目、広域化することにより、隣接する地区においては出動することもあり、管轄内の出動の遅れが懸念され、管内対応が手薄になるのではないかと考えられます。

あと3番目、職員の人事異動が広域化となりますので、職員の負担増が懸念されます。

あと4番目といたしまして、各消防本部の人事管理、財務管理、文書管理等々のシステムが別々となっておりますので、それを統合することにより、職員コスト増が懸念されるというのがあります。

あと②広域化の予定ということなんですけど、沖縄県が出した沖縄県消防広域化推進計画は、概ね10年後までに広域化を推進するという組み合わせというふうになっております。

あと③広域化の課題ということなんですけれども、課題といたしまして、構成市町の規約制定、あと負担金算定とか、議員の定数、条例の定数、重複する役職や待遇、人材育成計画、あと各消防の管轄、境界線がありますけれども、その方の再編成、あと消防資機材の配置関係もございまして。あと広域整備に係る国、県の財政措置等の方も課題となっております。

あとは財務、給与等のシステム関係、その方も統一ということとなりますので、その辺の検討課題もあげられます。以上です。

3番（森山 悟）

再質問させていただきます。大きい1番の基金状況についてお伺いをしましたら、3,480万円残っているということがありましたが、前年度におきまして、確か約4,200万円ぐらいあったとは思いますが、そこで緊急性で車のオーバーホールとかにお金が出て、それが最終的には300万円ぐらいになってしまったという状況がございました。

今回、この3,480万円ということは、これで運営的には問題ないのかということについて再度お聞きします。よろしくお願ひします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいま基金、先程の補正の方でも3,400万円ほどあったんですけれども、それを活用できるのかということではあるんですが、この方が組合側としては緊急性を担保として、4,000万円ほどあった方が車両関係とか、あと大きな大災害があった場合には必要ではないかというふうには思っております。

しかし、いま組合の運営状況、あと構成市町の負担状況というのを勘案しますと、その方は段階的に踏んだ方がいいのかということもありまして、現在3,400万円ございますけれども、次年度の方に約900万円ほどは繰入といたしますので、年度はじめの方には2,400万円ほどの基金が残ることとなっております。

あと八重瀬庁舎の資金関係もございますので、その分を含めて現在は残しております。

ただ、組合といたしましては、基金としては4,000万円ほどあった方がいいのかなというふうな認識でございます。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。いまの発言によりますと、残るのが1,000万円で、2,400万円は、次にまたあげてやるという話なんですけど、私が前回聞いたのは、八重瀬町の出張所の方に、今回いま建てているときにこの金額がいき、1,000万円が今回の基金に上乘せするという話で、実際に残るのは1,000万円という話を聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

ちょっと説明が足りないんですけれども、結果的には1,000万円基金を使うということとなります。以上です。

3番（森山 悟）

1,000万円ということがございましたが、この財政調整基金1,000万円ではちょっと厳しいような感じも致します。本当に1,000万円で、急きょ対応ができるかと言うと、議会とか予算を準備するのにも1～2カ月ぐらい必要だと思うので、車のオーバーホール、先程も言ったんですけど、700万円とか、消防は特殊車両が多いもので、すぐお金が出てしまう、金額が張ってしまうものがたくさんあると思うんですよ。

そういうことに関しましては、ぜひそちらで運営できるような金額も常時置いておかないといけないのではないかと私は思っております。

それに関して、管理者と副管理者、ちょっと確認をいたしたいんですが、ぜひ両市町の命、財産を守らないといけないということからみますと、ある程度のお金をしっかり置いていただいて、いつでも対応できるような予算を置いてほしいというのが私の意見でございます。それについてよろしく申し上げます。

管理者（古謝景春）

構成市町の財政状況も踏まえながら、それを財政部局がこれだけの拠出をするというふうなことで、たぶん一般会計も基金を取り崩しての対応ですから、そういう形になっていると

と思いますが、しかしながら、この緊急的な部分については、これは専決においても緊急にすぐ補正してやるということで、これも構成市町が支出するわけですから、運用については、そういう緊急の部分については問題ないと思いますが、これからのいわゆる市町の予算が大変厳しい状況の中において、どう基金を募っていくかというようなことも含めて、今回、八重瀬町の現敷地を売却して、それを基金にしようということも含めて、いま検討しておりますので、そういった方向性が定められれば、よりいろんなことで動けるのではないかと考えております。

副管理者（新垣安弘）

森山議員のおっしゃることは、ごもっともなことかと思っております。しかしながら、各市町の財政におきましては、どちらかと言うと、出を制していく、そういう立場もありますので、そこは市と町から緊急的なものであれば、できるだけ迅速に対応できるという、そういう財政側のそういう気持ちもあろうかとは思いますが、いま森山議員からのご指摘があったことは、私の方でもまた持ち帰って財政にもそういったところは報告はしたいと思えますし、そこはまた今後、消防と各市町との中でのいろんな議論が行われると思っておりますので、適当な形に収まっていくのかなと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。行政だけに限らず、一般の家庭でもそうですけど、民間の会社でも貯金がなければ心配でなりません。貯金をある程度置いていて、何か困ったときにすぐ出せるような仕組みづくりというのがいかに大事なかと思っておりますので、また消防におきましては、一括交付金、今後なくなっていくのも考える中では、この車両等も24年とか、20年クラスの車両とかもございますので、今後、計画性にいろんなのを入れて、ぜひ予算取りをしっかりとさせていただきたいなと思っております。

続きまして、大きい2番目のところに入りたいと思います。久高島における車両という話なんですが、この緊急運搬車両を配備できないかということだったんですが、なぜそういうふうに至ったかと言いますと、久高の区民の皆様がぜひ1台入れていただきたいということがございました。

なぜかと言いますと、2021年の緊急搬送が30件余りあり、22年度にも16件あったと、他の出動が7回ほどあって、この搬送するときには、お年寄りであれば軽自動車に入るんですが、大人だと足が飛び出てちょっと難しいという現状がございます。

せめてミニバンとか、そういったのを準備できないかというのが島の人からの話がございました。それについて意見をいただきたいと思っております。お願いします。

署長兼警防課長（城間 功）

ただいまの森山議員からの質問ですけれども、久高における救急件数とか、森山議員の方での調べで件数的なもののはあがってわかりました。

それに伴って、私どもも構成市町とも協議も重ねながら検討していく余地があるのかなと

思っております。これからまた総務課、以前運営会議の方が終わって、南城市総務課の方とも疑義照会について検討して協議しながらいま進めている段階であります。

そこでもって、構成市町とも協議に入っていこうかなと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。いま協議をしているということで、大変有難うございます。本当にこの21年度、22年度というのは、コロナ禍でなかなか入れない状況もございましたが、今後はコロナも落ち着いて、観光客とかたぶんとくさんの人が来られます。そこで何かケガとか、搬送とか出てきますので、そこには外国からたくさんの方がいっぱい来ますので、大きい方もいます。運ぶのも大変です。だから車も絶対必要だと思いますので、いち早く治療をすることが命に関わることなので、そういった考えをもって、ぜひ早めの車両購入をお願いしたいんですが、それについてまた再度、もう一回質問をもらえますか、よろしく願います。

署長兼警防課長（城間 功）

早急に対応できるように構成市町との協議を進めていくのが本来の形になっておりますので、そこを早急にやってまいりたいと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

続きまして、大きい3点目に入りたいと思います。広域化のメリット、デメリットが書かれておりますが、本当に今度広域化なるにつれていい感じのものもたくさん書かれていますが、やっぱりデメリットももちろんございます。これについて再度質問させていただきたいんですが、この広域化にあたって、今後ここにある消防団とかもございませよ。この広域化に伴って消防団とかもまとめて一緒になるとか、そういった感じの話もございませよ。もう消防団は市町だけで、全体的なものは別個でございませよ。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問ですけれども、現在、消防本部の広域化に動いておりまして、消防団については消防本部の予算等々とは別でございまして、団については詳しくはまだ検討はしておりませよ。

確かに、各消防本部の方に消防団はいますけれども、それを統一するのか、あるいはいままでの地域ごとに組むのかというのは、私の方でまだ把握しておりませよので、今後の検討内容になると思ひます。以上です。

3番（森山 悟）

いまなぜこの質問をしたかと言うと、ネットで調べてもそういった意見がたくさんあがっているという現状がございませよので、こういうのも今後たぶんいろいろ出てくると思ひます。こういうのを確認していただいて、どういうふうにも今後進んでいくのかというのも確認の方もよろしく願ひます。

今回、広域化について豊見城市と糸満市、島尻消防、東部消防がこういった広域化にもっていくという話だとは思ひますが、全体の人数に国の消防広域化というのは、30万以下を一

緒にくっつけてやるという話がございますが、この4つでも約20万ぐらいですかね。20万ぐらいの地域で、こういった災害規模の大きいものに対して、対応ができるという、スムーズにいくという話がございますが、実際に場所、場所で大きい災害があると、そこに集中しないかというのが一番心配なんです。他のところが手薄になったりとか、そういったのに対して、今後どのように考えているかというのを教えてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

確か広域化というのは、かなり大きい問題でございまして、いま県が出しているのが3つ、本島で言いますと、北部、中部、南部、この南部という、南部のBブロックという形で先程あった豊見城市、糸満市、東部、島尻というような形に、これは案という形で出てはおります。

その中で4消防本部の方で検討というより、勉強会というのをしながら、広域化に向けて実現できるかどうか。それに対して、各消防本部の思いと言うんですか、財政的なもの、あと人数的なもの、地域的なもの、そういうものがいろいろございまして、なかなかうまくまとめるのがいま厳しいといえますか、まだ勉強段階というところになっております。

そのようなこともありまして、県の方では、そういうふうに早め早めという申し出はあるんですけども、その方の調整をしないといけないということで、かなり苦慮しているというような段階でございます。以上です。

3番（森山 悟）

いまありましたが、今後、広域化にあたりまして、八重瀬町でもいまから人口も上がっていく、また新しい区域も作っていくということがございます。南城市の方でもつきしろICの方でコストコさんが来たり、いまから人が増えていく、また大きい商業施設もできますが、その広域化をしながら、大きい物件があるところなので、ここにどのぐらいの消防の動きの考え、今後の広域化に伴いながら、この大きい場所をどのようにしていくかというのもまた考えがあれば教えてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

現段階で、こういう大型商業施設があるということで、それに対してももちろん交通量とか増えてくるだろうと、そうすると、消防業務というのも出てくるだろうということ、また大災害がある可能性もあるということも想定されます。

それに対して、現段階ではうちの消防本部だけで対応できない場合は、隣りの各消防本部、応援協定というのがございまして、そこの方でのこういう災害に対しての応援で対応できるというふうになっておりますので、確かに想定されますが、それに対しての応援協定の方を結びまして対応したいというふうになっております。以上です。

3番（森山 悟）

最後に、消防長にお聞きします。消防の広域化について、どういう考えがあるか教えてください。よろしくお願いいたします。

消防長（屋比久 学）

森山議員の質問にお答え致します。いま次長が言ったように、各南部の消防本部、4本部で勉強会を重ねているところです。

また、やはり職員の充足率がばらばらというところでもありますので、同じように足並みを揃えて広域化に向けていけたらいいのかなというふうに思っているところです。以上です。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩12時03分

再開12時03分

議長（運天貴也）

再開します。

次の質問者、宮城勝也議員。

2番（宮城勝也）

それでは、よろしくお願ひします。通告書を読み上げて質問に入らせていただきます。

1件目、定員適正化計画について。（1）定員適正化計画の実施状況についてお伺い致します。（2）過去5年間における年度ごとの採用試験受験者数、そして採用者数についてお伺い致します。

次、2件目、講習会等について。（1）当組合で実施した講習会の実施状況について伺います。過去5年間です。（2）構成市町、南城市、八重瀬町で実施している防災減災等に関わる訓練、講習、教育等の実施状況について、過去5年間についてお伺い致します。

次長兼総務課長（島袋清正）

質問その1の適正化計画についてですけれども、令和元年6月に定員適正化計画を出しまして、当時、目標の定数が102名でありました。そこで令和4年2月、去年の2月定例会の方で職員定数の方を102名の方に増員、定数を可決しております。

ただし、職員実数は、令和5年、新職員5名を含めまして100名となっており、そこからの定数外として、指令センターとか、初任科とか、あと県の派遣というのもございまして、いま91名の方で運営という形になっております。

あと2番目の過去5年における年度ごとの採用試験、受験者数、あと採用数ということなんですが、2番、過去5年から、平成30年度の方が受験者の方が72名、そのうち女性の方が1名、採用の方は5名です。女子はゼロということです。令和元年の方が42名、そのうち女子が3名、採用されたのが3名、そのうち女子が1名となっております。令和2年度の方には採用の方はございませんでした。令和3年度の方ですが、40名受験がございまして、そのうち女子が6名、そのうち採用された方が4名、そのうち女子が1名となっております。

あと今年、5年度ですけれども、令和4年度の方が20名の受験者、そのうち2名の方が女子でございました。結果的に採用の方が5名、女子は含まれておりませんというような状況

となっております。以上です。

署長兼警防課長（城間 功）

続きまして、宮城議員の講習会等についての質問にお答えします。（１）当組合で実施した講習会の実施状況、過去５年間となっております。平成29年、71回。平成30年、94回。令和元年、92回。令和2年、19回。令和3年にあっては、コロナ禍のため実施なしです。令和4年、現在まで68回。

（２）構成市町で実施している訓練、講習会、教育等の実施状況ということで、過去５年間。平成29年、135件。平成30年、113件。令和元年、113件。令和2年、79件。令和3年、62件。例年、各子ども会及び事業所からの依頼で防災講話を3件から4件ほど対応しているところがございます。以上です。

2番（宮城勝也）

順次、再質問していきたいと思えます。まず、定員適正化計画についてなんですけれども、答弁いただいて102名の計画に100名採用ということでありました。実際に、今年度が最終年度ということになるんですけれども、この計画は計画どおり実現できたのかという結果、最終的に成果としてそのような捉え方でいいのか。そのあたりちょっと説明お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

当消防の定数条例、前までは93名でしたけれども、9名増で102名という形で、定数の方は102名という形で条例の方は制定しております。

しかし、実数の方は、まだまだ定数外とか、その辺もおりますので、まだ目標の方には達成してないという形であります。以上です。

2番（宮城勝也）

ということで、計画は達成できなかったということでもよろしいですかね。ということで、過去の計画期間中も議会の議事録を確認しますと、前任の新里嘉議員も何回かこの定数計画について質問されていまして、一番直近では、任期前の一般質問の中でも取り上げておりました。

その中の答弁では、八重瀬出張所が新たにできるので、1隊6名の職員配置が必要であるということの答弁があったのと、南城市の方でも附帯決議ということで取り上げられたということで、前進するものと考えているということでありました。

今年度、この計画は終わって計画の目標を達成できなかったということになっていると思うんですけれども、令和5年度、新年度以降は、この計画、また新たにそういった定員の適正化の計画を立ち上げるのか。その辺りの計画の方を伺いたいと思えます。

次長兼総務課長（島袋清正）

前回、平成30年度から令和4年度まで計画ということで出されておりました。そこで定数条例の方は、ある程度の目標を達成したんですけれども、そこでまた今年度ということでも考えております。というのは、やはり八重瀬出張所の方が現在6名体制でおりますので、

それを9名体制にもっていききたいというのと、あとは南城市におきましては、大型商業施設の設立もありますし、交通量でまた南部東道路の方も動いておりますので、それに対してうちの消防の方も適用できるような状態にもっていききたいと思っておりますので、それを社会情勢を加味しながら、当消防本部の方でもまた適正化の方を再度制定いたしまして、この目標。

ただ、増やすだけでいいということも考えておりませんので、適材適所といいますか、要は適合した人数の方、と言いましても充足率としても72%ということで低い充足率となっておりますので、その辺も全国的78%という平均がございますので、全国並みまでにはもっていききたいというふうには考えております。以上です。

2番（宮城勝也）

この計画は消防組合の中で議論されるものなのか、それとも構成市町を含めて共有されながらやっていくのかを確認したいのと、あと最終的には人員を増やすためには人件費、予算がかかってくると思うんですよね。おそらく今回の計画もそこが一番大きなネックであったんじゃないかなというふうに想定はしているんですけども、そのあたり計画を実施するにあたって、構成市町との関係性と、あとこの計画を策定するにあたり、どういう体制で今年度まではやってきたのか。それともそれを踏まえて新年度から、次長から答弁があったように、どのように進めていく想定をしているか。その点ちょっとお伺いしたいなと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

確かに前は、消防の内部の方で制定いたしまして、そこで対応したんですけども、今回の新年度予算編成の場合にも、こういう職員の増につきましては、ただ件数が増えたから増やしますよというわけにはいかないと、この件に関しては、うちの方でたたき台を作りまして、そこで構成市町の方との協議をしないと、なかなか理解してもらえないと思っておりますので、当消防本部の方でまずはたたき台を作って、そこで構成市町の方でも協議して、そこで増員の方が本当にいいのか、悪いのかというのを加味しながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

ここで管理者、副管理者の見解もお伺いしたいんですけども、前任の管理者、瑞慶覧市長の方からは、消防の現場と構成市町との人員増に向けてできる方法を考えていきたいという答弁があったんですけども、古謝管理者になられてから、この計画についての答弁がちょっと見当たらなかったもので、そのあたりの考え方をお伺いしたいのと、あ那时候副管理者も、その当時の管理者と同じ気持ちをもって進めて取り組んでいきたいということがありました。

いま聞くと、消防組合の中での議論で計画を進めてきた今年度までだったんですけども、新年度はやはり先程答弁があったように人件費の予算の部分も含めて、先程から財政調整基金の予算も考え方もいろいろ議論ありましたけれども、やはり構成市町と同じ共有認識で計

画を立てていかないと絵に描いた餅、あとせつかく5年かけて積み立ててきたものが実現できなかったということは、やはり市民、町民の安心安全に関わることでありますので、そのあたりも含めて管理者、副管理者のこの計画についての所見をお伺いしたいなと思います。

管理者（古謝景春）

お答え致します。構成市町の生命、財産を守るというのが喫緊の課題でありますから、それをしっかり守れるような状況を作っていくことが大切なことであります。それをしっかりいま定数が足りないという状況をどういったものが抜けているのかということも含めて理論武装して、予算を確保するということが消防の役割だと思っております。

副管理者（新垣安弘）

人材の適正配置というのは、どこの部署であれ必要なことだと思います。そこは充足率が100%であるに越したことはないと思うんですが、そこはまた全体を見ながらやっている財政当局との間で説得力のある予算要求が必要なのかなと思っておりますし、また急激に八重瀬町、南城市、人口が増えたり、企業が増えたりしておりますので、そういう状況もしっかり我々も把握しながら善処していくべきかなと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

消防組合の皆さんはしっかり理論武装して説得のできるようなしっかりとした計画を立てていただいて、あとはもちろん当然、お互い連携を取りながら、私たち議会も含めて、また、財政担当部署ともしっかり議論を詰めながら、皆さんで一番いい方向にもっていけるように、これから取り組んでいただきたいなと思いますので、もし新年度に新たな計画が出る場合、ぜひ、南城市、八重瀬町も含めて、議会にもそういった計画などの情報を提示していただいて、私たちもそういう立場で、何か取り組むことがあれば一緒に考えていきたいと思っておりますので、そのあたりもぜひ対応をお願いしたいなと、こういうふうに思っております。

次に年度ごとの採用試験受験状況についてですけれども、ここ5年を見ても、コロナの影響もあったかと思うんですが、受験者数が本当に年々減ってきている状況がありますが、この辺りはどのように捉えているか答弁いただきたいと思っております。

次長兼総務課長（島袋清正）

毎年受験者なんですけれども、確かに例年70名、80名というのは、ホームページとかに公告したら集まってきたんですけれども、近年ちょっと厳しくなってきたということで、これは消防だけではなくて、他の市町村の採用も何か少ないような感じを受けたということもありまして、その辺はうちだけの問題ではないのかなと、この公的、公務員に対する採用関係の方が何か落ちかけているのかなというのもふと思っております。

でも、やはりこういう生命、財産を預かる消防業務として、ちゃんとした人材を確保しなければいけませんので、今後もし採用がありましたら、広報活動の方を重視して取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

いろいろこの組合だけではないという答弁があったんですけども、やはり一番弊害があるのは、コロナ禍において、やはり緊急体制だとか、あと大規模災害が起きる状況で、いろんなSNS通したり、いろんな状況を市民の皆さんが、町内の皆さんが目当たりすることにおいて、やはり消防の有難さもあるし、逆に大変だなというところの印象が皆さんにも伝わってきている影響があるかなと思いますし、あと少子高齢化ということで、先程、定年を引き上げる条例を可決しましたけれども、やはりだんだん子どもが、若い人が減っていくということは、応募する人が減っていく状況が今後も続くのかなというのがありますし、働き方改革とか、町民ニーズに影響があるのかなというふうに思っております。

ただ、いままで70名の中から採用5名していたのを今年度は20名の中から5名採用したということで、この中身、個人個人の能力については言うものでもないんですけども、やはりできるだけ多くの有能な方が応募していただいて、その中から本当に選んで採用することが一番いいことではないかなと、どの業種においてもということだと思いますので、ぜひ先程言った広報活動の強化をやって、魅力のある消防組合という、消防行政ということで頑張っていたらなと思っております。

そういった意味において、いまの子どもたち、自分たちが将来働く職業を選ぶ理由かということで、最近ではユーチューバーになりたいとか、スポーツで言えば野球じゃなくてサッカー選手になりたいというふうな声が多いと思うんですけども、その中で本当に憧れの職業にぜひ消防ももちろん行政もなってもらいたいなというふうな期待も込めながら、それをやるためにも、やはり地域の防災活動、あと講習会だったりとか、そういったものも子どもの頃からの地域活動も僕は必要だなというふうに思っております。

そこで関連して、その次の質問に移りますけれども、当組合で実施した講習会の数と、あと構成市町で実施しているところを答弁いただきましたけれども、これは南城市と八重瀬町で区別して答弁することってできますか。

署長兼警防課長（城間 功）

令和2年から現在に至るまでのものについては、南城市、八重瀬と選り分けておりますけれども、それ報告致します。

令和2年については、南城市が44件、八重瀬が㊸件、令和3年度については、南城市39件、八重瀬24件、令和4年、現在は全体で88件ありますけれども、南城市50件、八重瀬町38件となっております。以上です。

2番（宮城勝也）

お互い南城市と八重瀬町に差があるのではないかなというふうなこともちょっと考えたんですけども、いまの報告を見ると、大体構成人口のわりには同じぐらいの数の講習会をやったり、訓練だったり、そういったことを実施されているということで、それはいいことかなと思いますが、これ例えば消防組合の立場として、どれぐらいの数、年間、例えば実施した方がいいのかという数字的なものもあるのか。この数が適正な実施数なのか。この数字

をどういうふうに見ればいいか。その辺りの見解をお伺いしたいんですけれども。

署長兼警防課長（城間 功）

件数に関しましては、実際、依頼があったところに関しては、全部こちらの方で対応するようにしております。

どのぐらいの件数をやっていけばいいかというのは、依頼が来なくて消防から勤めるようなことなどはしておりません。

実際、事業所関係とかなった場合、避難訓練とか、年間何回しなさいというのがたぶん県の方から通達があるものですから、それに沿って訓練依頼を受けてやっているところであります。以上です。

2番（宮城勝也）

有難うございます。それで直接受けるところの講習もあるということなんですけれども、例えば、南城市の防災行政、八重瀬町の防災行政、それぞれお互い対応されていると思うんですけれども、何か違いとか、同じ管轄内の市町なんですけれども、体制の違いだとか、例えば、南城市の方がその辺優れているとか、八重瀬町の方が独自でやっているとかという特徴的なものがあるのか。

何を聞きたいかと言うと、毎回そこも一緒に先程消防団の話もあったんですけど、八重瀬町も消防団、殆ど役場職員ですよ、たぶん100%じゃないですかね、民間の方がいるのは確認できてないので。

やはり同じ管内であれば、皆さんが中心になって、そこの消防と一緒に、各地域で消防団の普及活動を含めて、同じような活動を全体的にやっていくことの方が必要ではないかなというふうに思っています。

それは、なぜかと言うと、新年度、南城市の方で中学2年生を対象に防災訓練でしたでしょうか、そういった訓練が実施されるというふうな情報をいただきまして、八重瀬町では予定はないんですけれども、そういったことは南城市は南城市が言ったからやる、八重瀬は先程言ったようにないから、そこはやらないのかというふうなものではなくて、やはりその辺の共有した体制が僕は必要じゃないかなと思うんですけれども、この辺り構成する市町との関係性というか、取り組みのことについて違いがあるのか、それとも毎回皆さんの方でまとめているいろいろ調整して取り組んでいるのか。その辺りちょっとお伺いしたいなと思いますけれども。

署長兼警防課長（城間 功）

先程ありました質問に対して、南城市の方では中学校2年生を対象に授業の一環として救急講習会を全校生徒にやってもらうという方向で進めている段階でありまして、それをもって協議会の方からうちの方に消防の方でできないかという依頼があったものですから、それをいま現在、南城市の方と調整しながら進めている段階であります。

やっぱり八重瀬町さんの方からも実際依頼があって、それに向けてやっていくのであれば、

当消防も調整しながらできればいいかなと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

そういった情報が集まるのは多分皆さんのところだと思うので、その辺はやはりお互いに情報共有して、そういうケースがあれば、八重瀬町で実施していることも南城市の方で実施するとかやっていただければ、地域全体的な防災力というのも先程言ったように上がっていくのかなというふうに思いますし、将来的な皆さんの後輩たちを育てる意味での憧れの格好いい消防士に僕もなりたいというような子どもたちも増えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

あと八重瀬町の方では、最近、議会の中で国民保護法について議論をする議員も出てきておりまして、本当にいま火災であったり、災害であったりだけではなくて、いろんな意味で本当に市民、町民の生命、財産を守るべく取り組みがいま求められているというようなことを感じています。

そういった意味においても先程言った消防組合の皆さんの定数もしっかり確保することも必要ですし、あと消防団の皆さん、消防団に頼るのではなくて、先程、管理者がおっしゃったように公務員の皆さんを活用することで、より地域防災力がもっと上がっていくということで繋がりますし、そのためにもやはり担っている皆さんの先程言った広報活動とか、そういった防災の受入だとか、しっかりそういったものを今後強化していただきたいなと思います。

そして、私たち議員も各それぞれの地域から選ばれた議員ですので、その情報もたくさん持っていますし、皆さんまた議会の立場での広報係としても私は取り組んでいきたいなと思いますので、その辺り年2回の定例会しか、こういう場がないので、今日はあえてお話しさせていただきますが、常日頃から情報提供いただければ、また皆さんと一緒に取り組んでいければなというふうに思います。以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩12時28分

再開12時28分

議長（運天貴也）

再開します。

次の質問者、新垣勝夫議員。

4番（新垣勝夫）

本日、最後の一般質問となりましたが、お疲れのところでありましようが、よろしく願いします。

消防行政は、火災、自然災害、重大事故、水難事故、救急要請等の多種多様な災害に迅速

に対応しなければならないことに対して、まず敬意を表します。

今回、救急要請について質問致します。救急隊員により高度な観察能力や処置技術が求められたことがきっかけで、それに応えるためアメリカの病院に来る前に現場で医療行為の一部が実施できるパラメディカル制度を参考に1991年に救急救命士という国家資格が誕生し、翌1992年から救急救命士が乗車する救急隊の運用が始まりました。

まず、1番目の質問です。本土の方では、新型コロナウイルス第8波の影響で救急要請が増え、隊員の過労から交通事故も起きました。島尻消防において、救急救命士の職員は何名か。島尻消防本部、具志頭出張所、佐敷出張所に何名配置され、職員の数は十分なのかを伺います。

次2番目の質問です。消防年報令和3年版によりますと、平成16年、19年、27年、29年、31年、令和元年、令和2年と高規格救急自動車が購入されています。消防本部、具志頭出張所、佐敷出張所に何台配置されているかを伺います。よろしく申し上げます。

第1警備課長（新垣 強）

新垣議員の救急救命士についての質問にお答えします。当消防組合は、現在、職員数96名に対し、36名の救急救命士を配置しています。内訳としまして、署に19名、第1警備6名、第2警備7名、第3警備6名、具志頭出張所の方に6名、各警備2名ずつ、佐敷出張所も同じように6名、各警備2名ずつの配置となっています。

その他、毎日勤務の方が3名、管理職2名の救急救命士が在職しています。

その2についても引き続き質問にお答えします。当消防組合の高規格救急車は、現在5台配備しております。消防署の方に2台、具志頭出張所に2台、佐敷出張所1台となっております。以上です。

4番（新垣勝夫）

救急車には隊員が3名乗車していると思いますが、救命士は必ず乗車しているのでしょうか、あるいは傷病者によって、患者の容態によって、その救命救急士が乗車するのが決まるのか教えていただけますか。

第1警備課長（新垣 強）

ただいまの質問にお答えします。消防力の指針によりまして、救急車1台に対し、救急救命士は1名以上乗車することとなっています。当消防組合でも必ず高規格救急車の中には1名、救急救命士を乗車させています。

また、議員指摘のように重傷患者によっては、救急救命士を2名乗車させて救急業務に務めています。以上です。

4番（新垣勝夫）

島尻消防組合救急救命士運用要綱によりますと、救急救命活動は、救急救命士がC P A、つまり心肺停止状態と認められる消防車の状態で指示委託病院、こちらだと南部徳洲会病院、ハートライフ病院の医師に心電図伝送システム等によって伝え、当該医師の具体的な指示を

受けて、特定行為というのは、除細動、気道確保、静脈路確保、アドレナリン投与などを行い、指示委託病院等に速やかに搬送し、救命を図るとあります。

このような状況とは、年間何症例ぐらいあるのかを伺います。そういうシステムを使ったことがあるのかどうか。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩12時31分

再開12時32分

議長（運天貴也）

再開します。

第1警備課長（新垣 強）

現在の質問に関して、ちょっといま資料を持ち合わせてないので、またあとで提出したいと思います。よろしいでしょうか。

4番（新垣勝夫）

ぜひ、これからもこういう救急救命士、高規格救急自動車、せつかく高い車なので、最大限に活用し、住民の救命にご尽力いただけることを希望して、私の質問は終わります。以上です。

第1警備課長（新垣 強）

年報の方でちょっと確認しましたら、令和3年度の年報で、50ページ、応急処置の方にあります輸液薬剤投与、除細動の方で件数が載っていますので、それをご確認よろしくお願います。以上です。

議長（運天貴也）

これで一般質問を終了します。

本定例会におきまして、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第1回島尻消防組合議会2月定例会を閉会します。